

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 地球温暖化緩和・適応推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 温暖化対策係 電話番号：058-272-1111(内 2694)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,721 千円 (前年度予算額：11,109 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	11,109	0	0	0	0	0	10,833		276
要求額	5,721	0	0	0	0	0	5,582	0	139
決定額	5,721	0	0	0	0	0	5,582	0	139

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・ 全ての国が地球温暖化対策に取り組むこととなる「パリ協定」が発効されるなど、地球温暖化対策に対する世界的な関心が高まる中、本県も国の削減目標達成に貢献できる取り組みが必要である。
- ・ 本県の家庭から排出されるCO₂は、四半世紀で1.5倍に増加しており、また、全国と比べて家庭部門の比率が高く、その削減が求められるところである。
- ・ また、気温変動の影響による被害の回避又は軽減する(適応)ことを目的とした気候変動適応法が平成30年12月に施行された。
- ・ 県民にCO₂排出量の削減や適応など地球温暖化対策の必要性を理解してもらいかつ新型コロナウイルス感染症に対しても対策を講じる必要があることから、インターネットを利用して動画広告を配信するなど県民に関心を持ってもらえるように実施することとした。

(2) 事業内容

ぎふ清流 COOL CHOICE 学生アンバサダーの育成

- ・ 県内学生を地球温暖化の伝え手として育成する研修を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス対策のためリモートでの実施も念頭に置く。

ぎふ清流 COOL CHOICE 動画制作業務委託

- ・ 対面での接触を避け広く県民に普及啓発するため YouTube 動画広告を活用し、普及啓発動画の作成をする。

(3) 県負担・補助率の考え方

県：10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	53	委託業務プロポーザル審査員謝金
旅費	72	委託業務プロポーザル審査員旅費、職員業務旅費
需用費	47	事務用品代、公用車ガソリン代等
役務費	8	郵便、電話代
委託料	5,511	学生アンバサダー育成研修、YouTube 動画広告等業務委託
使用料	30	有料道路使用料
合計	5,721	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、温暖化対策に向けた取組みを推進

(2) 国・他県の状況

地球温暖化対策計画において、温暖化対策に向けた取組みを推進。
気候変動適応法の施行（H30年12月）。

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

地球温暖化は、世界共通の問題として、地域からも積極的に取り組んでいく必要がある。
 岐阜県内の温室効果ガス排出量について、2020年度までに2005年度比で3.8%以上削減、2030年度までに2013年度比で26%削減する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	基準年度	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
温室効果ガス総排出量(森林吸収量加味)	1921.1 万 t - CO ₂ (H25)	1,858.8 万 t - CO ₂ (H27)	1,843.1 万 t - CO ₂ (H28)	1,820. 3 万 t - CO ₂ (H29)	1,421. 6 万 t - CO ₂ (R12)	78.1%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
 「COOL CHOICE」の広報ブース出展を13施設で1日ずつ行った。
 親子で楽しみながら「COOL CHOICE」を学べるイベントを2施設で2日ずつ行った。
 また、家庭部門での温暖化対策促進のため「省エネ家電への買い替えポスター」を作成した。
 加えて、若い世代への温暖化に関する知識の普及啓発・若手推進員の確保のためにも学生アンバサダー育成研修(全4回)を実施した。

(前年度の成果)

「COOL CHOICE」の理解が得られ、また省エネ家電への普及を促すことができた。(COOL CHOICE 宣言者数実績 H30: 8,923人、R元: 3,325人、累計 12,248人)
 また、学生アンバサダー育成研修では県内大学生に温暖化対策の知識・普及啓発方法について理解を促すことができた(実績: R元年度は18名が育成研修を修了し、内4名を推進員として任命)。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	地球温暖化の問題は、世界共通の問題として既に顕在化しており、その解決に向けて地域からも積極的に取り組んでいく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	イベント開催やブース出展により、家庭における地球温暖化対策の必要性の理解を深めることができた。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	専門知識・ノウハウを備えた団体(岐阜県地球温暖化防止活動推進センター等)と役割分担しながら、事業を効率的に実施している。

(今後の課題)

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した普及啓発方法の確立。
「COOL CHOICE」の認知率の低い若い世代への普及啓発方法の確立

(次年度の方向性)

県内の家庭部門のCO₂排出量は四半世紀で1.5倍となっており、また、全国に比べて家庭部門の比率が高いことから、これまで以上に地球温暖化(省エネ)対策に取り組んでもらえるような事業を引き続き実施していくとともに、適応の重要性を伝えていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 岐阜県気候変動適応センター運営費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 温暖化対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2702)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,322 千円 (前年度予算額：5,324 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	5,324	0	0	0	0	0	0	0	5,324
要求額	5,322	0	0	0	0	0	0	0	5,322
決定額	5,322	0	0	0	0	0	0	0	5,322

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

現在、温室効果ガスの排出を主な要因とする気候変動による影響が現れている。今後、気候変動は長期的に拡大するおそれがあることから、被害の回避・軽減を図り、適応していかなければならない。

平成30年12月には気候変動適応法が施行され、県は、県内における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点としての機能を担う体制を確保するよう努めるものとされた。

県では、令和2年4月に岐阜大学と共同で設置した「岐阜県気候変動適応センター」を拠点に、気候変動適応に関する施策の推進を図る必要がある。

(2) 事業内容

気候変動の影響及び適応に関する情報を収集し、共同研究や人材育成、普及啓発、技術的支援を実施し、県内各地での気候変動の適応策を推進する。

気候変動影響に関する情報の収集・整理・分析

県の適応策や県民・事業者が気候変動影響に対応した事業活動を推進するため、県内各地域の気候変動影響に関する情報を収集・整理・分析する。

共同研究の推進

地域ニーズが高く、多分野にわたる県独自の気候変動の影響評価に関する共同研究を推進し、適応策の促進や普及啓発につなげる。

人材の育成

気候変動の適応推進に向けて、地球温暖化防止活動推進員や学生等向けに、適応策の普及啓発の促進やリスクマネジメントに取り組む人材を育成する。

普及啓発の推進

気候変動影響や適応に関する情報発信や、共同研究成果や適応事例を紹介するシンポジウムやセミナーの開催など、広く普及啓発を推進する。

(3) 県負担・補助率の考え方

気候変動適応法において、都道府県はセンターの体制を確保する努力義務があり、県負担が至当

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	160	業務旅費、費用弁償
需要費	42	消耗品費、会議費
役務費	20	電話、郵便代、入構料
使用料及び賃借料	25	会場使用料
負担金	5,075	センター運営事業費
合計	5,322	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

都道府県の気候変動適応センターは、令和2年8月現在、23県で設置済。

(2) 後年度の財政負担

気候変動の影響は変化していくものであり、気候変動影響の情報収集・整理・分析、共同研究の推進、人材の育成、普及啓発の推進は必要。

(3) 事業主体及びその妥当性

学生など人材育成機能を有する教育機関であり、教育の基盤となる研究機能を有する研究機関である岐阜大学と、地域ニーズを収集し、気候変動適応を推進する岐阜県が連携して取り組むことは妥当。

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 既に顕在化しているコメの白未熟粒の発生や野菜の着果不良などの気候変動に起因する影響や、将来予測される被害の防止・軽減のため、気候変動の影響や適応に関する情報を収集し、共同研究や人材育成、普及啓発、技術的支援を実施し、県内各地での気候変動の適応策を推進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目標	達成率
人材研修受講者数	0人 (R1)	(H)	(H)	(H)	毎年 100人	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ： 必要性が高い ： 必要性が低い 	
(評価)	<p>気候変動に起因する影響は既に顕在化しており、それらに対応するための対策・施策が必要である。また、今後起こり得る影響の将来予測を共同研究し、地域住民や事業者に対する情報の発信、人材育成が必要である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ： 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ： まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ： 効率化は図られている ： 向上の余地がある 	
(評価)	

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> 事業が直面する課題や改善が必要な事項 今後起こり得る県内各地域における気候変動に起因する影響への対策・施策を検討するためには、地域に根差した影響予測の実施及びその予測された影響への対策・施策の検討が必要。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後起こり得る県内各地域の気候変動に起因する影響について、精度の高い影響評価をするため、共同研究による気候変動に起因する影響の将来予測を行うとともに、それに対応する地域住民・事業者に対する普及啓発や人材育成を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	【 課 】

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 岐阜県環境配慮事業所登録等事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 土壌環境係 電話番号：058-272-1111 (内 2834)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 98 千円 (前年度予算額：98 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	98	0	0	0	0	0	0	0	98
要求額	98	0	0	0	0	0	0	0	98
決定額	98	0	0	0	0	0	0	0	98

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

今日の環境問題は、公害防止及び化学物質の適正管理をはじめ、廃棄物・リサイクルなど身近な問題から温暖化等の地球環境問題に至るまで複雑、多様化している。

県は大気汚染防止法等の環境関連法令に基づき、事業所の監視指導を実施しているが、種々多様な環境問題に対処するためには、従来の規制的手法では十分でない面がある。中でも事業活動に伴う環境への負荷を低減することは、環境保全上重要な課題であり、今後も継続して事業者に対して環境に配慮した事業活動の促進を図る必要がある。

<環境配慮事業所登録事業>(平成12年度～)

環境に配慮した自主的かつ積極的な取り組みを行う事業所を環境配慮事業所(E工場)として登録し、公表することで事業者の環境保全意識を高め、事業活動に伴う環境負荷の低減を図る。(R2.3.31現在：66事業所)

<環境創出協定締結推進事業>(平成16年度～)

地域的な公害防止対策のみならず地球的規模の環境保全・化学物質対策などを加えた自主管理・自主目標を設定し、それらの環境負荷に関する情報を広く公開する事業者と市町村及び県で環境創出協定を結び、より一層の環境

負荷の削減を目指し、豊かで快適な環境の創出を図る。(R2.3.31 現在 : 6 事業所)

(環境創出協定の特徴)

公害防止 (地域の環境保全) のみならず、地球規模の環境保全対策・化学物質対策等
三者協定 (事業者、市町村、県)

協定内容及び自主測定結果等、環境負荷に関する情報をインターネットにより公開
維持管理目標値及び将来目標値を設定し、「環境創出行動計画」の策定

環境創出行動計画の項目について自主測定、自主把握により「環境創出活動報告書」の作成・公開、市町・県へ報告

(2) 事業内容

< 環境配慮事業所登録事業 >

登録申請を受け、外部有識者による環境配慮事業所登録予備会議での意見を聴取した上で、要件に適合した事業所を登録する。

登録事業所は、岐阜県ホームページに掲載し公表する。

< 環境創出協定締結推進事業 >

新たな締結に向け、立入検査等の機会を通じて啓発を行うとともに、協定締結事業所は岐阜県ホームページに掲載し公表する。

(3) 県負担・補助率の考え方

環境に配慮した自主的かつ積極的な取組みを促進し、環境負荷を軽減することは、県の環境保全対策であり、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	42	予備登録会議の審査における外部有識者への謝礼
旅費	9	外部有識者の費用弁償、打ち合わせ等業務旅費
需用費	37	事務消耗品費、公用車燃料費等
役務費	10	電話代、郵送代
合計	98	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
環境配慮事業所の登録及び環境創出協定の締結を通じて、事業所の自主的な環境への取組を称揚し、法規制によらない、事業活動に伴う環境負荷の低減を今後も目指していく。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目 標	達成率
		(H29)	(H30)			
環境配慮事業所 登録事業所数	(H)	68 (H29)	67 (H30)	66 (R1)	100 (R5)	66.0%

指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
岐阜県環境配慮事業所登録予備会議の開催
令和2年1月開催
更新登録申請 11 事業所の申請内容について審査を行い、登録要件に適合した事業所について、新規・更新登録を行った。
環境創出協定締結状況：6 事業所

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
環境配慮事業所及び環境創出協定締結事業所では、事業者による自主的な環境配慮の取組が推進され、事業活動に伴う環境負荷が低減された。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

	<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い</p>
(評価)	従来の規制的手法では十分な効果が得られない種々の環境問題に対して、事業者の自主的な環境配慮の取組みを推進することにより、一定の効果を達成することができるほか、県への定期的な報告や更新制度により、継続的な取組みについての確認を行うことができる。
	<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>
(評価)	過去5年間（H27～R1）における環境配慮事業所の更新登録状況を見ると、平均80%の事業所が更新登録を行っていることから、環境配慮の取組が継続的に実施されているものと判断できる。
	<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある</p>
(評価)	環境配慮事業所について登録審査を行うにあたり、事業所の環境配慮の取組内容を点数化しており、登録の適否を客観的に判断できるように効率化を図っている。

(今後の課題)

	<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 環境配慮事業所の制度について、県民への周知が十分とは言えず、事業者から登録・更新するメリットが少ないとの指摘がある。 環境創出協定について、事業者は自主測定結果等の環境負荷に関する情報を公開することに対して不安を持っており、締結事業所数が横ばいである。</p>
--	---

(次年度の方向性)

	<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 環境配慮事業所の制度の周知及び登録事業所のPRを行うことにより、企業のイメージアップ、節電・節水等による経費の削減、地域社会への貢献、従業員の環境への意識を高めるなどのメリットがあることを伝え、新規に登録申請を行う事業所を増やす。 環境創出協定については、全国的にも先進的なものであり、協定の周知とともに締結事業所数を増やす。</p>
--	---

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

事業名 排水基準等監視調査事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 水環境係 電話番号：058-272-1111 (内 2835)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,299 千円 (前年度予算額：1,615 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,615	0	0	0	0	0	0	0	1,615
要求額	1,299	0	0	0	0	0	0	0	1,299
決定額	1,299	0	0	0	0	0	0	0	1,299

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県民の健康と生活環境の保全を図るため、水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例に基づき、公害発生源の立入検査及び指導を実施する必要がある。

平成 23 年度の水質汚濁防止法の改正に伴い、排出水の測定及び測定記録の保存が義務付けられたこと、平成 24 年度には、地下水汚染の未然防止のため、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場に対して、構造基準の遵守及び点検が義務化されたことから、事業者に対して指導、周知の徹底が必要となった。

さらに、平成 27 年 5 月末に既存の有害物質使用特定施設等に対する構造基準の適用猶予期限を迎え、全ての有害物質使用特定施設等において構造基準が適用されるため、基準の遵守状況について継続的に確認していく必要がある。

また、伊勢湾の水質改善を流域県と協力して推進するため、平成 29 年 6 月 30 日に第 8 次総量規制基準を設定した。令和元年度に全ての事業場に適用されたため、現行基準への適合状況を確認していく必要がある。

(2) 事業内容

公害発生源立入指導

- ・ 工場、事業場への立入調査及び監視指導
実施機関：各県事務所等
検査内容： 排水基準等の遵守状況の確認
排水処理施設の維持管理状況等の確認
構造基準の適合状況の確認
- ・ 工場、事業場の排水検査
分 析：民間委託（pH、BOD、COD、SS 等一部項目は保健所）
- ・ 第 8 次水質総量削減計画の周知及び実施
発生負荷量管理等調査
- ・ 公害発生源から排出される水質汚濁物質（COD、窒素、りん）の総量の
実測結果に係る調査

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10 / 10（排水検査：自治事務 総量削減計画の策定等：法定受託事務）
水環境は県民の健康や生活環境と密接な関係にあり、その保全のために排水
基準等を監視していくことは重要であるため、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額（千円）	事業内容の詳細
旅費	225	立入検査実施費、環境省会議等旅費
需用費	267	水質検査消耗品費、自動車燃料費
役務費	100	発生負荷量管理等調査郵便料
委託料	655	水質検査委託料
その他	52	高速道路使用料
合計	1,299	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 県民の健康と生活環境の保全を図るため、水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例に基づき公害発生源の立入検査及び指導を実施し、公害の未然防止に努める。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
				(前々年度末時点)		
類型指定された河川 69 水域における環境 基準 (BOD) の達成率	- (H)	97.1 % (H29)	98.6 % (H30)	98.6 % (R1)	100 % (R3)	
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容 (会議の開催、研修の参加人数等)
 公害発生源立入指導
- ・立入検査
 実施機関...各現地機関 (岐阜地域環境室、各県事務所)
 分析...民間委託 (pH、BOD、COD、SS等一部保健所)
 立入目標事業場数...540 令和元年度立入実績: 676 事業所
 検査内容...排水基準等の遵守状況の検査・指導
 排水測定的项目、頻度の遵守徹底
 排水処理施設の維持管理状況等の確認
 有害物質使用事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の重点監視 (構造基準の適合状況)
- ・第8次水質総量削減計画の周知

発生負荷量管理等調査

- ・ 水質汚濁物質発生負荷量把握調査（毎年度）
約 1,000 件の工場・事業場に対し排水量、COD、窒素含有量、りん含有量の排出量等を調査（点源調査）
日排水量 50 m³未満の工場・事業場数等、人口・家畜頭数等を調査（面源調査）

（前年度の成果）

- ・ 前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
工場・事業場に対して、立入検査を実施し適切に指導することにより、河川水質の向上、公害発生の未然防止を図った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	工場・事業場に対して、立入検査を実施し適切に指導することにより、公害発生の未然防止を図ることを目的としており、事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	県内の河川環境は良好に維持されており、工場・事業場に対する立入検査の指導の効果が現れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	<p>年度当初に県事務所等を対象とした公害法令、立入検査の研修を行い、工場・事業場に効果的な指導が行えるよう体制を整えている。</p> <p>水質汚濁物質発生負荷量把握調査の実施について、県庁発送に集約し、事業場の効率化を図っている。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>平成 24 年度の水質汚濁防止法改正により、地下水汚染の未然防止のため、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場に対して、構造基準の遵守及び点検が規定された。既設施設に対する構造基準の適用については、平成 27 年 5 月末で猶予期限を迎えたため、立入検査等により随時適合状況を確認していくとともに、適合していない事業場については、厳しく指導していく必要がある。</p> <p>また、河川類型が設定された 69 水域における環境基準（BOD）については、平成 26 年度から平成 28 年度までは 100%を達成したが、平成 29 年度は 97.1%、平成 30 年度及び令和元年度は 98.6%となった。今後も、達成率 100%を目標として、流域市町村に対し下水道の普及・接続率の向上、生活排水対策等の取組を推進するよう働きかけるとともに、排水基準等の指導を徹底していく。</p>	
--	--

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
公害発生の未然防止を図るため、基準違反工場・事業場への重点立入等、効率的な検査の実施に努めるとともに、排水基準及び総量規制の遵守を継続して指導していくことで県民の健康と生活環境の保全に努める。
また、水質汚濁や周辺環境の汚染の原因となる有害物質使用事業場については特に重点的に監視していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

事業名 核融合科学研究所環境保全対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 環境安全係 電話番号：058-272-1111 (内 2836)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 573 千円 (前年度予算額：2,658 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,658	0	0	0	0	0	0	0	2,658
要求額	573	0	0	0	0	0	0	0	573
決定額	573	0	0	0	0	0	0	0	573

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・核融合科学研究所(以下「研究所」という。)は平成 9 年に土岐市に移転され、核融合発電を実現するための基礎研究(高性能プラズマの生成・閉じ込め)を行っている。
- ・平成 25 年 3 月 28 日に締結した「核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書」に基づき、地元 3 市(土岐市、多治見市、瑞浪市)と県とで安全監視委員会(以下「委員会」という。)を共同設置し、核融合科学研究所が実施する重水素実験(注)を監視する。
- ・平成 29 年 3 月 7 日から本格的に重水素実験が開始されており、実験中の監視と周辺環境への影響の評価を行うため、継続的に中性子線及びトリチウム濃度の測定を行う必要がある。

(注)プラズマの性能を向上させるため、通常の水素より質量の大きい重水素を用いてプラズマを生成しようとする実験であり、これにより中性子線(放射線)とトリチウム(放射性物質)が発生する。

(2) 事業内容

委員会により、研究所の実施する重水素実験の監視と周辺環境への影響等の評価を行う。

- ・安全監視委員会の開催（2回）
- ・中性子線及びトリチウム測定（委員会が実施）

(3) 県負担・補助率の考え方

委員会は県と地元3市が共同で設置するため、県も一定程度の負担が必要である。

委員会の活動経費（負担金）については、県及び地元3市でそれぞれ応分の負担をする。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	161	研究所、有識者等連絡調整旅費
備品購入費	0	
委託料	0	測定機器点検校正業務委託（隔年実施）
負担金	412	委員会負担金
合計	573	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 後年度の財政負担

委員会は、研究所の重水素実験終了翌年度まで設置する必要があり、委員会設置期間中は、委員会開催経費、監視に係る測定経費等が必要となる。

(2) 事業主体及びその妥当性

県と地元3市が一体となって関わることで、地元住民の安全・安心の確保に寄与することができる。

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
核融合科学研究所（以下「研究所」という。）での重水素実験終了翌年度まで、核融合科学研究所安全監視委員会（以下「委員会」という。）が重水素実験による周辺環境への影響の監視等を行うことにより、周辺住民の不安解消を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

事業の性質上、数値目標の設定が困難であるため

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
平成 28 年 5 月 2 日 第 4 回委員会を開催。
平成 29 年 1 月 26 日 第 5 回委員会を開催。
平成 29 年 11 月 1 日 第 6 回委員会を開催。
平成 31 年 3 月 26 日 第 7 回委員会を開催。
令和 2 年 4 月 第 8 回委員会を開催（書面開催）。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
第 3 期目の重水素実験後、安全監視委員会を書面開催した。委員会では重水素実験が安全管理計画のとおり実施され、研究所が行った中性子及びトリチウムのモニタリング結果並びに委員会として測定した結果に異状はなく、周辺環境への影響はないとの認識で一致した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価) ○	県内に設置された研究所の周辺住民の安全・安心を確保するため、監視体制を確立することは必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	監視、確認することにより研究所の安全体制について改善されており、一定の成果がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	関係市との役割分担により効率化が図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 重水素実験の監視及び周辺環境への影響の評価等を継続的に行う必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 平成29年3月7日から本格的に重水素実験が開始されているため、周辺住民の関心はかなり高く、引き続き県として安全・安心の確保に取り組む必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	